

ワシントン駐在に関する調査検証委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 「沖縄県職員の駐在等に関する規程」に基づくワシントン駐在の担当事務（沖縄の基地問題に関連する情報収集、情報発信等に関する事）の実施に関し、法令の適合性を検証するとともに、改善の方向性について提言を行うことを目的として、ワシントン駐在に関する調査検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、ワシントン駐在に関する以下の事項について、公平公正かつ客観的・専門的な立場で、調査、検証及び提言を行う。

- (1) ワシントンDC株式会社設立の経緯に関する事
- (2) ワシントン駐在に係る予算執行状況（再委託を含む）に関する事
- (3) ワシントン駐在職員のビザ取得に関する事
- (4) ワシントン駐在職員の地方公務員としての身分の取扱いに関する事
- (5) ワシントン駐在に係る全ての公文書に関する事
- (6) 前各号の調査及び検証の結果を踏まえた、改善の方向性に係る提言に関する事
- (7) その他ワシントン駐在に関し、委員会が必要と認める事項に関する事

(委員)

第3条 委員会は、6名以内で構成する。

- 2 委員は、法律の専門家や学識経験者など優れた識見を持つ者のうちから知事が依頼する。
- 3 委員の任期は、委員に就任した日から第2条の所掌事務が終了した日までとする。

(運営)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 委員長は、委員会を主宰する。
- 4 委員会は、必要に応じて、県の関係職員及び関係者の説明を聴くため、当該者の出席を求め、かつ、関係文書の提出を求めることができる。
- 5 委員会は、必要に応じて、県職員及び有識者等を補助者として使用することができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、委員会の調査、会議等の活動に関連して知り得た情報について秘密を厳守し、これを開示し、又は漏えいしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(事務局)

第6条 委員会の庶務は、事務局で処理する。

- 2 事務局は、総務部行政管理課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮った上で委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月17日から施行する。